

## 第1回市民自治推進委員会議事概要

1 日 時 令和7年6月5日（木） 10:00～12:00

2 会 場 鳥取市役所本庁舎 6階 第1会議室

3 出席者

(1) 委 員 稲垣委員、佐藤委員、清水委員、城野委員、鈴木委員、椿委員、  
中川委員、西原委員（50音順）8名出席

(2) 鳥取市 市民生活部：谷口部長  
協働推進課：小森課長、酒本課長補佐、西谷主事

4 委員長及び副委員長の選出

委員長 鈴木 伝男氏  
副委員長 椿 善裕氏 を選出

5 議 事

(1) 報告事項

①鳥取市市民自治推進委員会について【資料1】

(事務局)

【資料1説明】

②活動計画（案）について【資料2】

(事務局)

【資料2説明】

(委員長)

2年間の活動計画スケジュール（案）について説明があった。本委員会に限られた時間の中で実施することになるため、従前のように3日前から4日前までに会議資料をデータで各委員へ送付し、目を通していただいて審議会に臨むという流れで良いか。

(事務局)

第2回以降は具体的な内容に入ることから、あらかじめ委員の皆様へ郵送又はメールで資料を送付し、一度目を通していただいて臨んでいただく流れを考えている。余裕を持って皆様へご案内できるよう進めたい。

(委員長)

審議会当日は紙媒体の資料も用意されるか。

(事務局)

用意させていただく。

(委員長)

あらかじめデータで送付させていただいた方も当日は紙で資料を用意させていただく。その他確認しておきたいことや質問、意見等あればお聞きする。

(質問・意見等なし)

### ③「協働のまちづくり」の取組について【資料3】

(事務局)

#### 【資料3説明】

(委員長)

これまで関わってきた委員は、ある程度内容がわかると思うが、初めてご参加いただく委員はわからない部分もあると思う。説明にあった「自治基本条例」や「参画と協働のまちづくりガイドライン」等の資料はそれぞれ現物をお渡ししているため、改めて見ていただくと良いと思う。自治基本条例に関しては、条文を解説する冊子が作成されており、見直しを行った箇所等が記載され、市公式ウェブサイトにも掲載されている。自治基本条例の見直しの概要や結果、条文が記載されている。この条例を基本ルールとして、市民自治推進委員会も設置されている。

質問や詳しく聞きたい箇所、不明な箇所があれば意見又は質問していただきたい。

(委員)

6 ページ目のまちづくり協議会の支援のうち人的支援の部分について、まちづくり協議会の事務局を地区公民館に置き、地区公民館に職員を1名増員して配置しているとあるが、現在、地区公民館の数はいくつあるのだろうか。

(委員長)

61 館。

(委員)

これが平等だと思うか、そうでないと思うかという問いである。地区公民館は、200 世帯、300 世帯の地区にも1館、1,500 世帯、2,000 世帯の地区にも1館ある。鳥取市として費やす行政経費を増やすことにはならないと思うが、現在の経費をある程度な

らすのはどうだろうか。ある地区では、地区公民館職員は時間的に余裕があるように見えるという声もあれば、そうでない地区公民館もある。この地区公民館職員数についての議論は今に始まったことではなく何年も前からある。極端に言えば 160 世帯の地区にも地区公民館が一つある。これは合併前からのもので、何ら改革に至っているわけではなく、160 世帯に対しても地区公民館が 1 館あり、4 人の地区公民館職員が配置されている。大きな地区では、1 人でも職員を増やして 5 人としてほしいと思っているが全く前進していない。小学校を統合するだけでも十年、二十年もかかるため、悠長なことを言い続けていては、行政に対する住民の期待は薄くなっていくと思われる。

委員の皆さんから前に進める意見を出していかなければならないと思う。また、前からこの委員会は、自治基本条例に関わる大切な委員会だと言われていたとしても、一般の人はこのような委員会があることを知らない。このようなことを私は委員の 1 人として提言させていただきたいと思っている。

(委員長)

関連する意見、質問はあるか。少し整理したいと思う。地域コミュニティ計画を作成して提出することによって、市からの支援を受けている。先ほどの発言にあった人的支援では、地区公民館職員を 1 名増員して配置している。

財政的支援では、まちづくり協議会に 1 団体あたり 45 万円、一括交付金制度を活用している地区は約 100 万円の補助があり、その上で運営を行っている。市内には 61 の地区があり、各団体の規模によって状況が異なっている。例えば、印刷物を例に挙げても 100 枚印刷する地区と、2,000 枚印刷する地区では印刷経費だけでも大きく異なる。その差に対してほんの少し上乘せされているが、ほとんど同じ基準となっている。この議論はこれまでの委員会でも話題に挙がっていた。「協働のまちづくりガイドライン」の柱 1 に、頑張っているまちづくり協議会を後押ししますという項目が入り、財政的支援も変わってくるのではないかと期待していたが、なかなかそのような動きになっていない。

規模の大きな地区の職員は、大変な思いをしながら業務を行っている。私の地区では、職員に何でもやってもらうのではなく、地域の中の組織と分担して動いているが、大変な状況にあり、大きな課題だと思う。

また、昨年 8 月に自治基本条例の見直しにかかる答申において、「コミュニティ」という用語が非常にわかりにくいため、「自治会」と「まちづくり協議会」を明記することを提案し、6 月議会へ上程される。答申に至る議論の中で意見として出たのは自治会加入率の低下である。現在は鳥取市内で約 60%ほどだろうか。

(委員)

約 60%もなく、6 割を切っている。

(委員長)

今のご意見は大事な部分で、ぜひこの会のテーマの一つにさせていただきたいと思う。

(委員)

他の市町村や地域でも、同じような話が出ている状況を自分の活動において目の当たりにしている。各地区への支援については、市町村は公の機関であり、公平・公正という考えがあることから現在の状態となっているのだと思う。もちろん人口規模によってかかる費用は変わってくると思う。

地区公民館職員が果たす役割や仕事の基準が、現状ではバラバラだと思う。一度整理し、このレベル以上は必ず取り組む、取り組めないところは業務を減らそうといった方向性で議論する地域が出てきている。

また、違った話ではあるが、年度末になると県内市町村の地区公民館から、講師をしてほしいという依頼が増える。これを推察すると、持っている予算が消化しきれないため、県内の身近な講師を呼んで住民向けの講座をやろうという様子で実施しているのではないかと感じるし、計画的なものではないのだろうとも感じる。

市内の各地区公民館の状況を整理し、地区公民館関係者などの当事者にも集まっていたいただき、説明や意見交換をするような場を設けても良いのではないかと思う。一方的な判断をしてしまうと、混乱や反発する地域も出てきかねないので、丁寧に進めてもよいのではと思う。

(委員)

市民自治推進委員会では、まちづくり協議会の位置づけをどのように考えているのか。

(委員)

地区によって形態がさまざまであるため、市民自治推進委員会としては、各地区に位置づけは委ねている。例えば、佐治地区に関して言うと NPO が指定管理を受ける形態で、地区公民館運営を住民組織の状況に合わせて行えるようにしている。地域ごとに実情が異なるため、何か一つのものを当てはめようとすることは難しいというのが、これまでに行われてきた議論であると思う。

平成 20 年頃に地区公民館やまちづくり協議会等に期待されていた機能は、地域振興の部分、いわゆる「まちおこし」と呼ばれるものが非常に強く、従来の社会教育に加えて、「まちおこし」もやってほしいという話が出ていたのは一つの側面だったと思う。ここ 10 年ほどで、例えば佐治地区では、交通手段がなく免許返納後にどうす

るのかという状況に対して、住民が共助交通に向けて動き始めた事例もあった。従来は社会教育に地域振興の視点を加えるという形で始まったまちづくり協議会や地区公民館の機能が、現在は地域福祉や地域防災などへ業務の幅が広がっている。各まちづくり協議会や地区公民館単位で、今どこに重点を置いてどのような仕事をしているのかを地域ごとに聞きに行くことは大事だと思う。

現実では、地区公民館職員に丸投げをしてもどうにもならない状態になっており、地域の困りごとに対して総力を結集して、様々な人と一緒にやりましょうということになると思うが、単純に人口だけで述べてしまうと、例えば、鳥取県の人口 53 万人で八王子市と同規模だが、八王子市に地区公民館は 53 館しかなく、鳥取県内には 174 館ある。単純に人口が少ない地域と多い地域で傾斜配分をすると、鳥取県は全てにおいて不利になってしまうという議論と一緒にある。

大切なのは、まちとして意見交換をして、何を地区公民館職員と一緒に取り組むのかだと思う。人口が多い地域では、住民側が必要な部分を拾っていく動きにもなってくると思う。人口が少ない地域では、住民側が抱えきれない部分もあり、地区公民館職員も様々な業務を重複して抱えすぎていることもあるため、取捨選択は必要だと思う。

もう一つは国や市等の依頼によって各地区に置かざるを得ない協議会や会議体が非常に多い。その調整業務だけに追われている地区公民館職員も実際にいる。現在取り組むべきことが充て職のように割り当てられており、本来すべき「暮らしを良くしていく業務」に取り組めていない。人口規模に関係なく各地域で削減していかなければ、常に忙しい状況になってしまう。各地区で議論し、市なども減らせるものは減らすことが求められている。

また、社会教育という側面を重視している地区公民館職員もおられる。教室などの企画を毎月実施し、その集客に追われ続けている地区公民館も実際にあり、各地区で実情がかなり変わってきているところもあると思う。このような状況について議論し、適正に取捨選択する機会を与え、問いかけを行うことを我々から投げかけた方が良いのではないかと思う。現状は単純な話ではないため、実態を調べた上で問いかける必要はあると思う。

(委員長)

地区によって、活動内容や位置づけも異なっているが、文面上では、地域が一体となって地域課題の解決に向かっていく組織をまちづくり協議会としている。

私の地区ではテーマごとに 23 団体あり、それらを束ねて、互いに連携するテーブルがまちづくり協議会だと話している。その中で、地区公民館職員は、行政で一番住民に近いところで働いておりサポートなどをお願いしている。私の地区では、まちづくり協議会の事務局が地区公民館にあるため、会計事務や会長や他の者で対応できな

いことへのサポートやコーディネーターのような役割もしていただいているが、これは各地区によって異なるのではないかと思う。

昨年の地域の未来づくり懇談会で、このことをテーマに話し合った。地区公民館職員にどの程度、地域活動に関わっていただくのかということに対して様々な意見が出たが、結局は一律にはならないということだった。結論は簡単には出ないが、先ほどあったように整理してみることは大事だと思う。棚卸しなどを行い、視覚化して皆でそれらを協議し、根拠を示しながら話をすると案外スムーズに進められるのではないかと思っている。

(委員)

「まちづくり協議会は何をするのか」ということがぼやけてきて、名称だけになっている地域もあるのではないか。会長も他団体の役職と兼務になるなど実態がなく、事業においても、体育や防犯などの関係団体が中心となり、まちづくり協議会が出てこない。

私の地区では、まちづくり協議会のもとに地区公民館、区長会、交通安全団体等があるという考え方をしている。実際に、納涼祭や文化祭のような大きな事業はまちづくり協議会が行い、交通安全団体が交通安全活動、防犯団体が見守り活動のように様々な活動を各団体が取り組むようにしているが、まだまだ位置づけが明確でないと思はしている。

住民感覚として「まちづくり協議会とは何なのか」が、明確ではないということはいくよく聞く話ではある。

(委員長)

「まちづくり協議会とは何か」という声が挙がる地区もある一方で、しっかりと活動している地区もあるが、どのように住民に働きかけていくかによって異なってくると思う。市がまちづくり協議会の設立を呼びかけてから17年経つため、棚卸しなどを行い、しっかりと定義づけてみなければならないところだと思う。

(事務局)

自治基本条例が制定され、まちづくり協議会を立ち上げる構想があった頃は、他市でまちづくり協議会のような組織を立ち上げ、町おこしなどの活動を担う組織として活動するところがあった。地区の特産品を加工して販売し、得た収益を活動経費に充てるといった取組も行われており、そのような事例を参考にして、鳥取市においてもまちづくり協議会を各地区で立ち上げ、市全体で魅力ある地域の特色を活かしたまちづくりができればという構想でスタートした。

まちづくり協議会を基盤として、様々な組織が協議会の中で動いている地区もあれば、自治会や社会福祉協議会、子ども会などの他の組織がまちづくり協議会とは別に

活動している地域もある。

まちづくり協議会の事務局を各地区公民館に置き、新たな組織の立ち上げに伴い、事務局を担う職員として各地区公民館に職員を1名ずつ増員したという経過がある。まちづくり協議会に関する業務も担い、従来からある団体の事務も地区公民館職員が担い、現在の職員体制でも厳しいという地区もある。自分の住んでいる地区の地区公民館は多忙な様子だが、隣の地区公民館を見るとそうではないように見え、人口規模に合った地区公民館職員配置が必要ではないかという声もこれまでにいただいている。

一方で、人口は少ないが、地区公民館活動が活発で利用頻度も高い地区公民館もあり、人口規模で傾斜的に職員配置をすることは難しいが、人口の減少に伴い、行政もある程度縮小しなければ維持ができない状況においては、ある程度傾斜的な考え方も必要ではないかと思う。

しかし、地域から求められるニーズは幅広くなっており、地域防災や地域共生社会の拠点といった役割も求められているが、現在の地区公民館事業を維持しつつ、新たな役割を求めるのは、現状の職員体制では難しいという事情もある。現在の地区公民館業務を一度見直し、棚卸も行いながら、地区公民館が最低限担う役割はどのようなものを示すことは必要となってくるのではないかと思う。活動計画表に記載している「参画と協働に関する事項に関すること」にも当たるテーマなので、この委員会で議論することも良いと思う。

#### (委員)

私も住民としてまちづくり協議会の役員やスタッフとして関わっている。先ほど色々な話を聞かせていただいたが、まちづくり協議会が長い年数を重ねてきた中で、マンネリ化は当然発生しており、地域の方々の高齢化に併せて地域活動に参加していただく方が確保できず、世代交代がうまくできないという課題を常に抱えている。地区公民館もそれぞれにカラーがあり、事業のボリューム等もそれぞれに形成されていることから一概には言えないが、これからどのように進めていくかという議論が必要だと私も日頃から感じている。

地域アドバイザー派遣事業についてももう少し詳しくお聞きしたい。また、公民連携デスクの成果があれば教えていただきたい。

#### (事務局)

1点目の地域アドバイザー派遣事業は、まちづくり協議会が抱える課題や、各地区で作成する地域コミュニティ計画の見直しなどにおいて、市が地域アドバイザーを派遣し、外部からの視点による助言等を行っている。地域における様々な課題や地域の将来像について考えるに当たり、地域住民による話し合いでは、話し合いが行き詰ま

ったり、新たな視点が入り入れられなかったりすることも多く、地域アドバイザーが客観的な視点で助言等を行うことによって、新たな視点や考え方をもとにした地域づくり活動や人づくり活動の支援及び推進を図っているものである。

2点目の公民連携デスクの成果事例については、事業化に至った事例から2つご紹介させていただく。1つ目は、令和5年度に実現した提案で、「音楽」を媒体に、こどもの発達支援や高齢者の認知症予防など、年齢や障がい問わず心や体の土台を築いていく活動として「ミュージック・ケア」を市内各地区公民館で実施するという事業である。

2つ目は、鳥取市職員を対象とした Microsoft Office ツールのサポート窓口を開設するという提案である。令和5年11月に事業者と協定を締結した上で、サポート窓口を開設していただいた。市職員からの問い合わせに対応いただくことで、双方のスキルアップを図るとともに、本市では業務効率化により、質の高い行政サービスの提供に繋げている。

#### ④市民まちづくり提案事業について【資料4】

(事務局)

##### 【資料4説明】

#### (2) 協議事項

##### ①市民まちづくり提案事業（自主事業部門）審査会委員の選出について【資料4】

(委員長)

自主事業部門について審査委員を1名選出したいがいかがだろうか。

《協議の結果、審査会委員は稲垣委員に決定》

#### (3) その他

(事務局)

今回は7月下旬から8月上旬ごろの開催を予定している。